

光ヶ丘中学校PTA 会則改正案

現行会則 改正提案箇所		改正案
<p>第4章 第6条 会員は本会の趣旨に賛同する光ヶ丘中学校の保護者と教職員とにより構成され、そのすべてに平等の権利を有し、義務を負う。</p>	⇒	<p>第4章 第6条 1. 会員は本会の趣旨に賛同する光ヶ丘中学校の保護者と教職員とにより構成され、そのすべてに平等の権利を有し、義務を負う。</p> <p>2. 会員の入退会は、別に定める細則に従って行うものとする。</p> <p>改正理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度より、入会意思確認を実行している。その手順やルールをわかりやすく明記するため。また、運用を変更しやすいように、入退会のルールは細則に定める。 ・追加した内容を別項にするため、1項と2項に分けて記載する。
<p>第5章 第8条 本会に次の役員をおく。 会長1名 副会長2名 書記3名(内1教職員) 会計3名(内1教職員) 会計監査3名</p>	⇒	<p>第5章 第8条 (役員) 本会に次の役員をおく。</p> <p>1. 本部役員</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 会長 1名 ② 副会長 2名 ③ 書記 3名 (内1名 教務主任) ④ 会計 3名 (内1名 教頭もしくは副校長) <p>2. ⑤ 準本部役員 若干名</p> <p>3. ⑥ 会計監査 3名</p> <p>改正理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会員の活動方法の一部変更により、運営に携わる人数が減少したため、運営人員を増やすため。 ・増員により意見やアイデアの広がりや作業効率の向上が期待でき、本部役員の負担軽減にもつながるため。
<p>第5章 第9条 役員は指名委員会を設け、候補者を選出する。指名委員会に関する細則は別に定める。ただし、選出は総会の承認を得なければならない。</p>	⇒	<p>第5章 第9条 (選出) 役員は、別に定める細則にしたがい候補者を選出する。候補者は総会の承認を得て、正式に決定されるものとする。</p> <p>改正理由</p> <p>近年、候補者選出方法は課題が多く、今後も継続して検討する必要があると思われる。そのため指名委員会発足含め、状況に応じて選出方法が変更しやすくしておくため。</p>

<p>第5章 第10条 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。</p>	⇒	<p>第5章 第10条 (任期)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会長、副会長、書記、会計および会計監査の任期を2年、準本部役員の任期を1年とする。ただし、再任を妨げない。 2. 任期中、やむを得ない事情がある場合は任期途中の退任、新任も認める。 3. 前項の決定については、運営委員会で検討、決定するものとする。 <p>改正理由</p> <p>現在の会則上の本部役員は1年目は補助的役割を担い、2年目は運営の主たる部分をになっており、事実上、任期2年で活動している。「再任を妨げない」の一文で2年任期で活動していたが、会則を实际通りに記述することにするため。途中交代はありえるので、(2)の一文を加え対処できるようにする。</p>
<p>第5章 第11条 (1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。 (2) 会長は柏市PTA連絡協議会運営委員を兼任する。 (光中→光小→中原小の順で持ち回り、3年に1度担当する) (3) 柏市PTA連絡協議会運営委員会に会長が出席できない場合は、副会長・書記・会計が代理出席する。</p>	⇒	<p>第5章 第11条 (任務)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会長 <ol style="list-style-type: none"> (1) 本会を代表し、会務を統括する。 (2) 柏市PTA連絡協議会運営委員を兼任する。ただし、会長が兼任できない場合は他の役員がその任にあたる。 (光中→光小→中原小の順で持ち回り、3年に1度担当する) (3) 柏市PTA連絡協議会運営委員会に出席できない場合は、他の役員が代理出席する。
<p>(4) 副会長は会長を補佐し、会長の事故ある時は、その職務を代行する。</p>	⇒	<ol style="list-style-type: none"> 2. 副会長 <ol style="list-style-type: none"> (1) 会長を補佐し、会長の事故ある時は、その職務を代行する。 (2) 本会の活動が円滑に行われるよう、学校との連絡を取るなど、全体の調整を行う。
<p>(5) 書記は総会および運営委員会の開催準備ならびに議事の記録、本会活動に関する重要事項の記録、関係文書の作成、配布、保管にあたる。</p>	⇒	<ol style="list-style-type: none"> 3. 書記 <ol style="list-style-type: none"> (1) 総会および運営委員会の開催準備、ならびに議事の記録、本会活動に関する重要事項の記録、関係文書の作成、配布、保管にあたる。 (2) 作成文書には、広報誌も含まれる。
<p>(6) 会計は総会が決定した予算に基づくいっさいの会計事務、会計監査を経て総会において決算報告をする。その他本会の財務管理にあたる。</p>	⇒	<ol style="list-style-type: none"> 4. 会計 <p>総会が決定した予算に基づくいっさいの会計事務を行い、会計監査を経て総会において決算報告をする。 その他、本会の財務管理にあたる。</p>

		<p>5. 準本部役員 (1) 本部役員の任務を補佐する。 (2) 必要に応じて本部会に参加する。</p>
<p>(7) 会計監査は年度末に本会の経理を整理し、その結果を総会に報告する。また、会計監査は必要に応じて臨時に会計の監査を行うことができる。</p>	⇒	<p>6. 会計監査 年度末に本会の経理を整理し、その結果を総会に報告する。また、必要に応じて臨時に会計の監査を行うことができる。</p> <p>改正理由 ・これまで記載の役員任務にできるだけ具体的に内容を記載することで、役割や仕事の内容をわかりやすくすることが目的。 ・役職ごとに項でわけることによりわかりやす整理する。</p>
<p>第7章 機関</p>		
<p>第7章 第16条 本会に次の機関をおく。 総会 役員会 運営委員会 部長会 部会</p>	⇒	<p>第7章 第16条 本会に次の機関をおく。 総会 運営委員会 本部会 部会</p> <p>改正理由 部会数縮小にともない部長会は削除する。また同じ理由で組織が小さくなり、役員会と運営委員会の担う内容が重複するため、役員会を削除。</p>
<p>第7章 第17条 総会は本会の全会員をもって構成する。</p>	⇒	<p>第7章 第17条 (総会) 1. 構成員 本会の全会員をもって構成する。</p>
<p>第7章 第18条 総会は次の事項を決議する。 (1) 役員を選出 (2) 年度決算の承認 (3) 年度予算の決議 (4) 会則の改正 (5) その他の重要事項の審議ならびに議決</p>	⇒	<p>第7章 第17条 2. 決議事項 (1) 役員を選出 (2) 年度決算の承認 (3) 年度予算の決議 (4) 会則の改廃 (5) その他の重要事項の審議ならびに議決</p>
<p>第7章 第19条 1. 定期総会と臨時総会の二つとして、会長がこれを招集する。 2. 定期総会は毎年4月に開く。 3. 臨時総会は運営委員会が必要と認めるとき、または会員の3分の1以上の要求があったときに開く。</p>	⇒	<p>第7章 第17条 3. 開催 (1) 定期総会と臨時総会の二つとして、会長がこれを招集する。 (2) 定期総会は毎年4月に開く。 (3) 臨時総会は運営委員会が必要と認めるとき、または会員の3分の1以上の要求があったときに開く。</p>
<p>第7章 第20条 総会は会員の4分の1以上(ただし委任状を含む)の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数の同意を必要とする。可否同数の時は議長が決する。</p>	⇒	<p>第7章 第17条 4. 会の成立と議決 会員の4分の1以上(ただし委任状を含む)の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数の同意を必要とする。可否同数の時は議長</p>

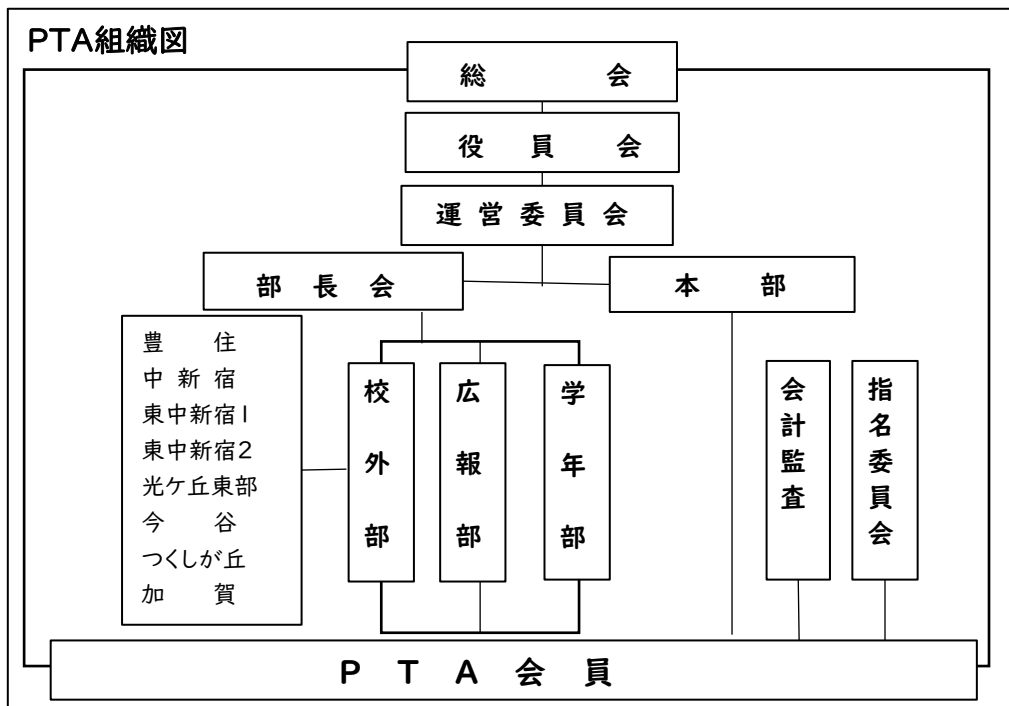
			<p>が決する。</p> <p>改正理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第17条～第20条の「総会」に関する事項を内容ごとに項に分けることで、内容の整理をするため。
<p>第7章 21条</p> <p>1. 役員会は会長、副会長、書記、会計、および、校長、教頭をもって構成する。</p> <p>2. 役員会は総会、運営委員会の議案、議決の掲示、その他の本会の活動に必要と思われる事項について協議する。</p>	⇒	<p>第7章 第18条</p> <p>(運営委員会)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会長、副会長、書記、会計、および、校長をもって構成する。 2. 総会の議案、議決の告示、その他本会の活動に必要と思われる事項について協議する。 3. 総会の決定に基づき、一般の会務および緊急事項について協議する。 4. 年度初めと終わりに開催する。その他は必要に応じて随時開催とする。 <p>改正理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第17条～20条までを17条にまとめたため、現行第21条は第18条になる。 ・第16条の改正により、役員会はなくなる。 ・現行の役員会と運営委員会を合わせて、改正後の運営委員会としたため。 	
<p>第7章 第22条</p> <p>1. 本会に次の支部をおく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豊住 ・中新宿 ・東中新宿1 ・東中新宿2 ・光ヶ丘東部 ・今谷 ・つくしが丘 ・加賀 <p>2. 支部は全会員で組織し、支部役員の選出及び本会の目的達成に必要な活動を行う。</p>	⇒	<p>削除</p> <p>改正理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校外部の活動内容の見直しに伴い、支部ごとの活動がなくなり、支部をおく必要がなくなるため支部を廃止する。 ・会員を登録制にすることで、全世帯会員ではなくなり、支部員の情報の入手や管理に困難があるため。 	
<p>第7章 第23条</p> <p>運営委員会は会長・副会長・書記・会計と各部長・副部長・校長・教頭・教務主任をもって構成し、総会の決定に基づき、一般の会務および緊急事項について協議する。</p> <p>災害や感染症により、運営委員会が開催できない場合は、会長・副会長・書記・会計と校長・教頭・教務主任にて協議決定を行う。</p>	⇒	<p>改正案第18条に含まれる。</p>	
			<p>第7章 第19条</p> <p>(本部会)</p>

		<ol style="list-style-type: none"> 1. 会長、副会長、書記、会計をもって構成する。必要に応じて、準本部役員も参加できる。 2. 本会の活動を行うために必要な事項を協議し、決定する。 3. 運営委員会の準備会議を行う。 4. 必要に応じて随時開催とする。 <p>改正理由</p> <p>これまで「本部会」として実際に行われてきた会議を明文化し、機関として明確にすることで、組織構成をわかりやすくするため。</p>
<p>第7章 第24条 1. 本会に次の部会を設け、必要に応じて特別委員会を設けることができる。</p> <p>(1) 学年部 学年PTAの運営、会員相互の研修およびその他の活動</p> <p>(2) 広報部 会報の発行、その他の広報活動</p> <p>(3) 校外部 生徒の校外指導、地区懇談会等</p> <p>2. 各部会は部長、副部長を互選する。</p>		<p>第7章 第20条 (部会)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本会に校外部を設け、生徒の校外指導に関わる活動を行う。校外部の部員は会員より募り、本部と連携して活動を行う。 2. その他、本会の活動に必要な場合は、運営委員会の決議を経て新たな部会や委員会を設けることができる。 3. 部会は部長、副部長を互選する。 4. 必要に応じて随時開催とする。 <p>改正理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学年部、広報部を部会として活動することをやめたため。 ・校外部は生徒安全などの関るので、部会として残すことにする。
<p>第7章 第25条 運営委員会・部長会・部会は必要に応じて随時開催とする。</p>	⇒	<p>各機関の条文に入れ込んだため、削除</p>
<p>第8章 付則</p> <p>第8章 第26条 本会の運営ならびに活動についての細則は、この会則に、反しない限り運営委員会の議決を経て定める。</p> <p>第8章 第27条 この会則は総会出席者の3分の2以上の同意がなければ改正することはできない。</p> <p>第8章 第28条 この会則は昭和42年4月26日より施行する。</p>	⇒	<p>前条までの内容変更により、第8章26条から28条を21条から23条に変更する。</p> <p>⇒ 第8章 第21条 本会の運営ならびに活動についての細則は、この会則に、反しない限り運営委員会の議決を経て定める。</p> <p>⇒ 第8章 第22条 この会則は総会出席者の3分の2以上の同意がなければ改正することはできない。</p> <p>⇒ 第8章 第23条 この会則は昭和42年4月26日より施行する。</p>
		<p>PTA会員の入会・退会に関する細則</p>

		<p>第1条 この細則はPTA会則第6条2項に基づき、PTA会員の入退会の手続きについて定める。</p> <p>第2条 (入会の意味確認) 1. 子どもの入学時に保護者に意思確認を行い、それを登録する。 登録内容は、その子どもが光ヶ丘中学校在籍中、保管される。 2. 保護者の意思確認ができない場合は、その世帯は非会員とする。</p> <p>第3条 (登録内容の変更) 途中入会および退会希望は随時受け付け、登録内容に反映させる。 登録変更後の会費に関しては、次の集金日から反映され、登録月数に応じた集金や返金は行わない。</p> <p>第4条 (転出・転入) 1. 会員が転出した場合は、手続することなく、転出日をもって退会とする。登録月数に応じた会費の清算は行わない。 2. 転入の場合は、転入時に入会の意味確認を行い、それを登録する。入会した場合の会費の集金については、登録後の次の集金日から反映される。</p> <p>改正理由 入会意思を確認することにしたため、ルールが必要になり、改正案第6条2項に沿うように新しく細則を追加する。</p>
<p>PTA役員選出に関する細則</p> <p>第2条 本部役員選出については指名委員会を設け選考する。指名委員は新1年生の保護者を主体とした専任の委員として選出し、指名委員会は10名以内にて構成する。必要に応じて相談役を置くことができる。</p>	<p>⇒</p>	<p>第2条 本部役員、準本部役員は指名委員会を設け選考する。指名委員は広く会員に募り、10名以内で構成する。必要に応じて相談役を置くことができる。</p> <p>改正理由 立候補者が出ないこと、会員からの推薦も指名委員からの推薦も出ない場合もある。また推薦された会員がいても、その連絡先の情報入手が難しくなっている。指名に関する会員の枠をなくすことで情報が得やすくなればと考える。</p>

PTA組織図

本校PTAは下図のように、総会、役員会、運営委員会、部長会の機関をおく。
 本校PTA会員は本校の教職員や保護者であるとともに、『光ヶ丘中学区』
 を中心とする地域住民の一員であるということによって両者を合わせて組織が構成
 されている。



PTA組織図 改正案

本校PTAは下図のように、総会、運営委員会、本部会の機関をおく。
 本校PTA会員は本校の教職員や保護者であるとともに、『光ヶ丘中学区』
 を中心とする地域住民の一員であるということによって両者を合わせて組織が構成
 されている。

